

要支援・要介護認定を受けた方の障害者控除について

満65歳以上の要支援・要介護認定者で、町が認定した方に「障害者控除対象者認定書」を発行します。税申告の際に提出することで、税制上の障害者控除が受けられます。

要介護・要支援者の障害者控除とは

確定申告時に一定額を所得から減額できる控除の1つに「障害者控除」があります。

障害者手帳等をお持ちでない方が「障害者控除」を受けるには、町へ申請して「身体障害者または知的障害者に準ずる者」として認定される必要があります。

「障害者控除対象者認定書」交付の対象者

対象者本人が次の①から③の条件を全て満たす場合に、「障害者控除対象者認定書」を交付します。

- ① 当町の住民票に記載されている、申告対象年の12月31日において満65歳以上の方
- ② 介護保険の要支援・要介護認定を受けていること
- ③ 町が別に定める基準を満たしていること

町が別に定める基準

介護保険（要支援・要介護認定）の審査資料において、下記に該当することが確認できた方です。

区分	障害程度	認定基準
障害者控除	知的障害者（軽度・中度）に準ずる者	認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅱ」の方
	身体障害者（3級～6級）に準ずる者	障害高齢者の日常生活自立度が「A」の方
特別障害者	知的障害者（重度）に準ずる者	認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅲ」から「M」の方
	身体障害者（1級、2級）に準ずる者	障害高齢者の日常生活自立度が「B」又は「C」の者

<参考>

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
	II a	家庭外で上記 II の状態が見られる。
II b	家庭内でも上記 II の状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
	III a	日中を中心として上記 III の状態が見られる。
III b	夜間を中心として上記 III の状態が見られる。	ランク III a に同じ
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランク III a に同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

障害高齢者の日常生活自立度判定基準

ランク	判定基準
J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する
	J1 交通機関等を利用して外出する
	J2 隣近所なら外出する
A	屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出しない
	A1 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する
	A2 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ
	B1 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う
	B2 介助により車いすに移乗する
C	一日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する
	C1 自力で寝返りをうつ
	C2 自力では寝返りもうたない

※判定にあたっては、補装具や自助具等の器具を使用した状態であっても差し支えない。